



固定資産税評価替え

評価額アップ。でも負担は急には増えません

固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）の毎年一月一日現在の所有者が、資産のある市町村にその資産価値に応じて納める税金です。土地と家屋については、三年ごとに評価替えが行われ、平成六年度がその年にあたります。

今回の評価替えから、土地（宅地）の評価額については地価公示価格の七割程度を目標にし、評価の均衡化・適正化を図ることになりました。このため、従来とはかなり違った評価替えとなるので、この内容についてお知らせします。

バラツキがあつた

土地の評価を適正に

土地の価格には、公的土地区画整理事業といわれるものだけでも、

①地価公示価格（国土庁土地鑑定委員会）、地価調査価格（都道府県）

②相続税評価額（国税局）

③固定資産税評価額（市町村）があり、昭和六十年代の激しい地価高騰の影響によってこれら

の間の差が大きくなり、公的土地区画整理事業に対する不信を招いていました。

そのため、平成元年に成立了「土地基本法」で、公的土地区画整理事業と地価公示価格との評価相互の均衡化と適正化を図ることが定められました。

地価公示価格の

7割程度

税負担はゆるやかに

今回の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり、これによって増税しようとするものではありません。したがって、納税者の

税負担については、総合的かつ適切な調整措置を講じており、急激な税負担をできる限り抑え

市町村によつてもばらつきがありました。しかし、平成六年度の固定資産税の評価替えでは、法の趣旨を踏まえ、土地（宅地）の評価を全国一斉に地価公示価格の七割程度にすることを目標に、評価の均衡化・適正化を推進することになりました。

評価額は上昇

このことにより、土地（宅地）の評価額はかなり上がる可能性があります。地域によって異なりますが、全国平均で約三倍程度になると見込まれます。

今までの固定資産評価額は、地価公示価格よりもかなり低く、